

平成29年 2月20日

平成28年度 議会・行政改革特別委員会審議結果報告（答申）

笠岡市議会議長 栗尾順三 殿

議会・行政改革特別委員会
委員長 森岡 聰子

議会・行政改革特別委員会で、これまで検討、審議されてきました内容につきまして、ご報告申し上げます。

1 はじめに

議会・行政改革特別委員会は、本市行政に係る行政改革の監視のみならず、本市議会をより活性化し、もって市民の負託に的確に応えることを目指し、議会改革について検討するため、平成28年4月の市議会議員改選後に新たな7名の委員により継続して設置されたものです。

それ以来、本特別委員会を10回開催し、改選前の申し送り事項となる議会改革・議会活性化計画に基づき、各委員から出された8項目の議会改革検討項目の審議を行ってきました。

本特別委員会では、検討項目について、出来るものから速やかに実行していくということを念頭に置き、複数項目について、自由闊達な意見を出し合い、また、慎重に審議してきたところであります。

このことから、継続的な議会改革の推進を図るため、先に記述したように、改選前の議会運営委員会並びに会派代表者会議において笠岡市議会基本条例に基づく改革事項について確認され、また申し送りとなっていた笠岡市議会「議会改革・議会活性化計画」を基に、具体的な①議員間の自由討議による合意形成「笠岡市議会自由討議実施要綱（案）作成」、②政策討論会の実施「運用イメージ図・運用体系図の提案」③反問権「笠岡市議会反問権実施要綱（案）作成」④周辺整備（議会ICT化）「笠岡市議会議会ICT化推進基本計画書（案）作成」⑤立法機能の充実・強化「運用イメージ図・運用体系図の提案」⑥議員定数、報酬の検討「調査検討報告書・結果報告書」⑦委員会機能の強化「実運用イメージ図と具体的体系図の提案」⑧議会事務局の強化「基本構想案の提案」の8項目について検討してきました。

この検討項目について、平成28年度並びに平成29年度の2ヶ年による協議計画を立て、まず平成28年度取り組みの①項目から⑤項目までの当特別委員会での審議結果につきまして、ご報告申し上げます。

2 特別委員会協議結果並びに内容報告について

① 議員間の自由討議について

○特別委員会結果

議員相互間の議論を尽くして、合意形成に努めるため、本会議等での審議・審査において、自由討議を導入するため、「笠岡市議会自由討議実施要綱(案)」を検討しました。

(内容)

執行部から提案された議案は、本会議に提出又は委員会に付託され、提案者からの説明、質疑、討論がなされ、委員会としての採決が行われています。

本市議会においては、すでに笠岡市議会基本条例を制定し、第6条及び、第21条並びに第22条による自由討議について、定めていることから、委員会等での審議・審査において、議員間の議論を尽くし、合意形成に努めるため、自由討議を導入実施するための具体的な運用要綱を、定めることとしました。

また、質疑と討論の間に実施することを基本として、運用実施時期については、試行運用期間等も予測し、加味した中で、今後、各常任委員会等で運用に向けて、取り組みを進めていただきたい。

② 政策討論会の実施について

○特別委員会結果

二元代表制の下で、事務の執行の監視、及び評価とともに、政策立案、政策提言、並びに立法機能の充実強化を図ることにより、市政の発展に取り組む必要があることから、「具体的な運用イメージ図並びに分類・進め方のイメージ」を検討しました。

(内容)

同じく、本市議会ですでに制定された、笠岡市議会基本条例第23条に定められている政策討論会及び、これに基づいた、平成23年12月全員協議会決定の、「笠岡市議会政策討論会に関する要領」により、5年目を経過した実施状況の反省も含め、実施に向けた具体的な運用のイメージ図と、進め方のイメージ図の検討を行いました。

この流れを基に、具体的な各常任委員会等による議会の活性化と、市民の信託に応えられる議会運営の実現を図っていただきたい。

③ 反問権について

○特別委員会結果

執行部から議員への逆質問（反問権）について、議員（委員）の質疑、及び質問に対し、議長または委員長の許可を得て、その趣旨の確認のため、逆質問を認めるなどの具体的運用のため、「笠岡市議会反問権実施要綱（案）」を検討しました。

（内容）

議案審議においては、議員の質問等の論点を明確にして、執行部との議論を行うことが大切であり、当市議会において、論点を明確にするための、逆質問（反問権）を認めることとしていますが、その運用について具体的な要綱の定めがないことから、当特別委員会で検討し、定めることとしました。

本市においては、笠岡市議会基本条例を制定し、第15条第2項により反問権について定めていることから、質問の質の向上と、論点の明確化を図るため、より具体的な運用検討を進めることとしました。

このことから、運用実施については、実質上認めていますが、本要綱を基に、執行部へ改めて通知するとともに、適切な運用に向けて、今後行っていただきたい。

④ 議会ICT化推進基本計画について

○特別委員会結果

市民に開かれた市議会、並びに市民への情報発信・議会の透明化と、議会資料の共有化、更には議会内部の効率化等など、ICTを活用した情報の効果的な活用が、必要とされている点と、情報化社会において、効率化の面での、地方議会とICTの活用で、一般社会のズレが生じている現状から、議会ICT化の基本構想となる「笠岡市議会ICT化推進基本計画書（案）」を検討しました。

（内容）

笠岡市議会基本条例第12条による、情報公開の推進を図ることを基本とし、市民に開かれた議会の実現に向けた、基本的なICT計画の策定をするため検討しました。

地方議会においては、効率化の面においても、ICTの活用は遅れているのが現状であることから、タブレット導入を含めた検討を、今後も行います。

ただし、本計画書はあくまで、タブレットを始めとする情報機器導入が目的でなく、市民に開かれ、市民が参加出来る議会とするための、改革の一手段としての計画であることから、この趣旨に沿った計画の推進を図っていただきたい。

⑤ 立法機能の充実強化について

○特別委員会結果

取り組み項目②と同様に、流れとして密接な関係もあるため、一体的な流れと運用イメージ図として、同時に検討しました。

(内容)

取り組み項目②と同様に、政策立案、政策提言並びに、これに伴う立法機能の充実強化を図ることにより、市政の発展に取り組む必要があることから、「具体的な運用イメージ図並びに分類・進め方のイメージ」を検討しました。

このことから、笠岡市議会基本条例第21条及び第23条に基づき議会が議員の討論の場であることを踏まえ、運用イメージ図の考えを尊重した上で、政策提案・政策提言を行っていただきたい。

3 まとめ

近年の地方分権の進展と、自治権拡充が進む中で、二元代表制の意思決定機関であり、住民自治の代表的存在である、地方議会とその議員の責任と、あり方が問われています。

特に、その改革の必要性が指摘され、地方議会に対する厳しい報道も多くなっていることは否めません。

住民が地方議会への不信感を抱く要因の一つに住民と議会の距離が離れていることが上げられます。いま、住民と地方議会の距離を縮め「開かれた議会」となるための工夫と努力が議会に求められています。

そもそも議会は住民主体のものであり、多様な民意を持った住民の代表として議員が選出され活動の場を与えられています。このことから、議会への住民参加は当然のことながら、議会の活動報告などによる住民参加の促進は、議員個人のレベルでなく、議会全体として取り組むことが求められています。

また、地方政治は、国政の議院内閣制と異なり、二元代表制を採っています。

二元代表制は議会と首長が互いに緊張関係を伴った対等関係にあることを意味しますが、議会は執行機関の追認機関でしかないとの批判も受けていることから、議会本来の存在意義である言論の府としての機能並びに議会審議の活性化が期待されています。

従って、多様な民意を代表した議員で構成される議会は、「議論・討論の場」であることに存在意義があり、本会議、常任委員会、特別委員会において、形式に陥ることのない、議会審議の活性化が求められています。

更に、現状の地方議会は、議会としての政策提言や立法機能を十分に果たしているとは言い難く、議会・議員提出による政策提言や提出議案は、非常に少なく、本市議会においても同様となっています。

これらの現状を踏まえて、当議会・行政改革特別委員会で協議検討を進め、取り組みに向けた基本的な事項・基本計画等を、お示しさせていただきました。

以上のことから、議会改革には終わりが無いことを意識し、この度、当特別委員会において報告した、基本的な事項並びに基本計画等を元に、実施運用に向けて試行錯誤し、よりよい市政運営と市民の代表機関としての期待に応えられるよう取り組んでまいりたいと思います。

議会・行政改革特別委員会報告書

提出資料集

平成29年3月

笠岡市議会

議会・行政改革特別委員会

目 次

1. 議会改革・議会活性化計画に伴う取り組み体系図（案）
2. 取組項目①議員間の自由討議による合意形成「笠岡市議会自由討議実施要綱」
3. 取組項目②政策討論会の実施「具体的運用イメージ図と流れ図による具体化」
4. 取組項目③反問権「笠岡市議会反問権実施要綱」
5. 取組項目④周辺整備（議会 I C T化）「笠岡市議会 I C T化推進基本計画書」
6. 取組項目⑤立法機能の充実・強化「取組項目②と同くパッケージ化」

※今日の議会改革の不可欠なもの(3要素)

(1)住民参加を肯定するだけでなく、議会報告会(ただ単に報告するだけからの脱却・住民との意見交換からの政策提言要素の抽出)・住民との意見交換会の開催、公聴会・参考人制度の活用などの議会に住民参加を導入する要素。

(2)議会を質問の場だけにせず積極的に議員間討議を行う要素

(3)2点を踏まえて政策競争を積極的に行う要素「住民の支持の獲得を競争する要素」

※議会報告会の重要性

議会「報告」会からの脱却の必要性とともに、議会からの政策サイクルの作動のための重要性が強調されている。住民提案を起点としてこれに合わせた議会からの政策課題へ繋げていくことが狙いとなる。《政策提言、政策討論等に関わる事項》

※起点としての議会報告会、住民との意見交換会

住民主役となる住民への議会報告会、説明責任を果たす場だけでなく、住民からの意見聴取・提言を受ける場が必要。
広聴機能の充実は、議会の政策形成を促し、議会からの政策サイクルをイメージすることになる。

※主体的でない議員では政策サイクルを担えない

議員自身が恒常的に、委員会の所管事務調査等により十分な調査研究・委員間討議を行うことを通して、議会として何を選択するかが明確になる。法倫理で選択は可能かもしれないが、議員は生きた現実の中から選択する。
そもそも選挙は、議決を行ってきた事後評価だけでなく、どのような政策を実現するかという事前の評価を含んでいるし、政策実現を目指して議員を志願している。このことから積極的な政策提言が期待されている。

議会改革に係る書物による「基本的なものを抜粋」

笠岡市議会自由討議実施要綱を次のように定める。

平成 年 月 日

笠岡市議会議長 栗 尾 順 三

笠岡市議会告示第 号

笠岡市議会自由討議実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、笠岡市議会基本条例（平成23年笠岡市条例第16号）第21条及び第22条に規定する自由討議の実施に関し、本会議、常任委員会、笠岡市議会会議規則（昭和33年笠岡市議会規則第1号）第109条に規定する協議等の場及び特別委員会（以下「本会議等」という。）での運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(自由討議の目的、場及び議題)

第2条 自由討議は、問題点を浮き彫りにし、さまざまな観点から論点を整理し、議員間の理解を深めるとともに、公開をすることによって議会としての説明責任を果たすことを目的とする。

2 自由討議の場は、本会議等とする。

3 自由討議の議題は、議員又は市長から提案された議案及び市民から提出された請願又は陳情並びに委員会又は議員からの提案とする。

4 議長又は委員長（以下「議長等」という。）は、前項の議題の他にあらかじめ会議に諮り自由討議に付すべき政策課題を決定することができるものとする。

(開始)

第3条 自由討議は、本会議等（全員協議会を除く。）においては、議長等の発議又は委員の動議により、全員協議会においては、議長の発議又は議員若しくは委員の動議により開始する。

2 前項の場合において、自由討議を発議又は動議する場合は、討議の趣旨及び目的を明確に示さなければならない。

3 自由討議は、質疑の後、討論の前に行うものとし、自由討議後の質疑は行わないものとする。ただし、議長等が必要と認める場合は、この限りでない。

4 議長等は、自由討議を実施する場合において、市長及び執行機関の長並びに説明員（以

下「市長等」という。)の本会議等への出席要請は原則として行わないものとする。ただし、特別に出席要請の必要がある場合は、必要最小限にとどめるものとする。

(発言者等)

第4条 発言者は、議長等が指名するものとする。

2 発言者は、自らの意見及び考えを積極的かつ丁寧に述べるとともに他の議員又は委員の意見に対しても真摯に耳を傾け、討議を尽くして論点を明確にし、最適な結論を導き出すよう努めるものとする。

3 市長等は、前条第4項により特別に出席要請の必要がある場合においては、発言に加わらないものとする。ただし、議長等から発言を求められた場合又は議長等から許可を得た場合は、この限りでない。

(討議時間)

第5条 自由討議の時間は、30分以内とするものとする。ただし、議長等が必要と認める場合は、この限りでない。

(発言の禁止)

第6条 議長等は、議員の発言が不適切又は不穏当と判断した時は、議員の発言について注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(記録及び会議の公開)

第7条 自由討議の記録及び会議の公開については、本会議及び委員会の記録及び会議の公開の取扱いの規定に準じる。

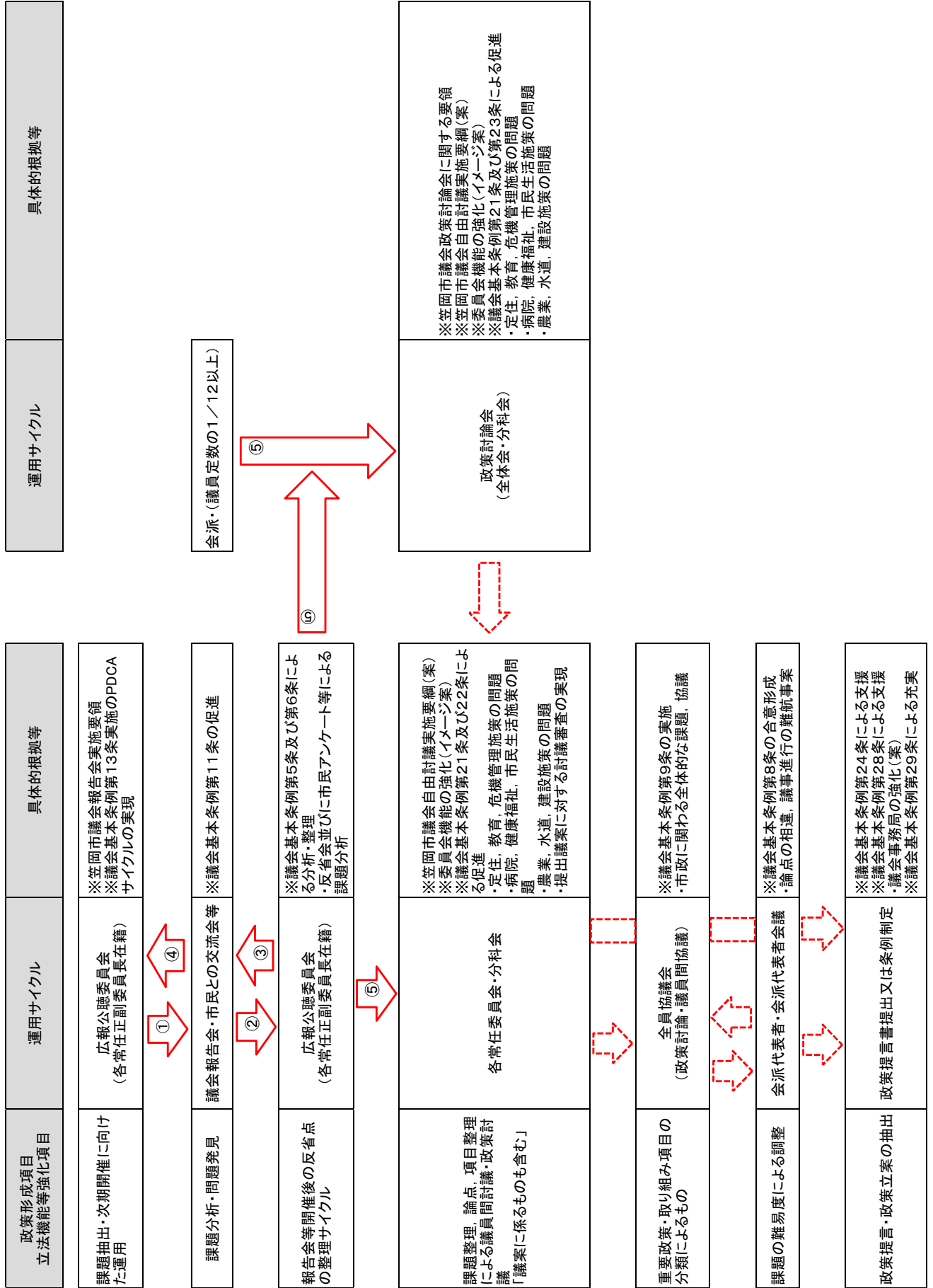
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

政策討論会の実施と立法機能の充実強化運用イメージ図(案)



システムとしての持続可能性と全体最適性が必要(議会活性化の原則)

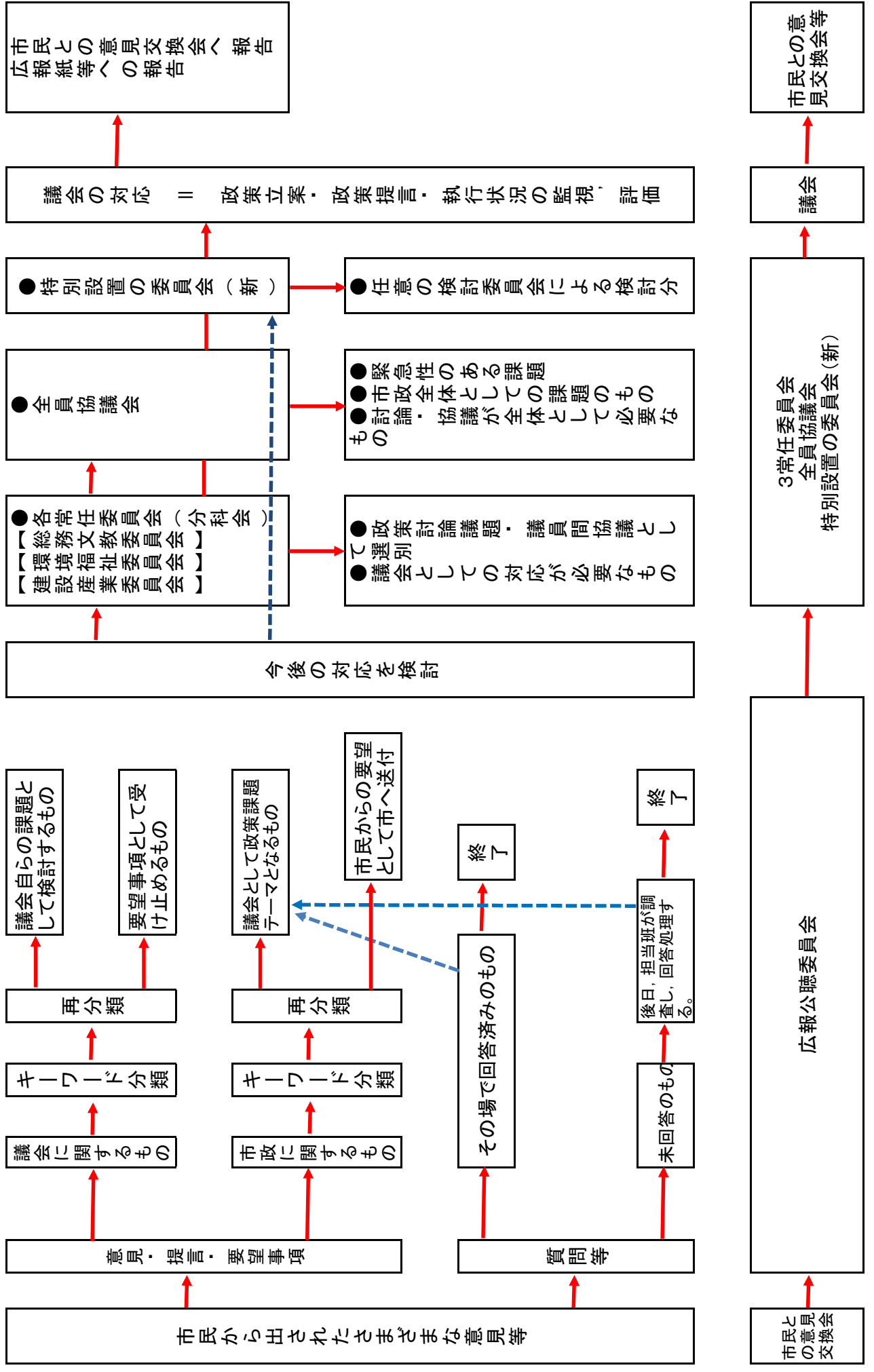
※持続可能性

- ①市民との意見交換会を定期的に行うことが重要「議会報告会等」
- ②議会内では広報公聴委員会が中心となり, 市民からの問題分析や課題発見を抽出
各常任委員会(分科会)による議員間討議・政策討論などを継続的に行う
課題の重要性を分析・考慮し, 全員協議会による討議への移行も可能となる。
また, 会派による論点, 政策整理による調整があれば会派制としての機能も充実され
- ③以上の2点が政策研究, 政策立案, 政策評価として活用が可能となり, 持続可能性
が担保されることとなる。

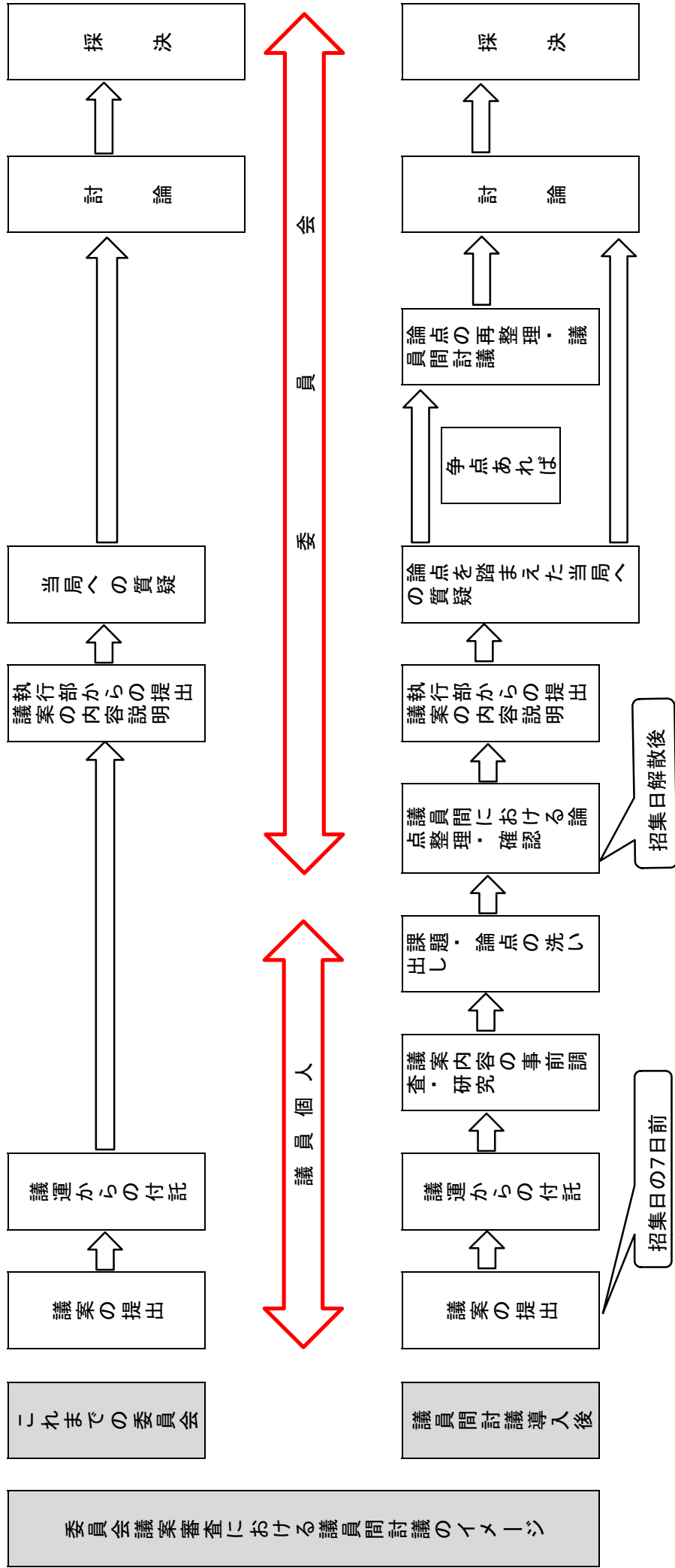
※全体最適性

意見交換会を活用した市民へのタイムリーな説明責任の遂行と, 意見交換した政策へ
反映により, 市民意見を後ろ盾にした合議体の側面を有することとなる。

市民との意見交換会での意見、提言、要望等の分類イメージ「政策課題・討論課題の抽出」



常任委員会における議案審査における議員間討議の進め方イメージ図



笠岡市議会反問権実施要綱を次のように定める。

平成 年 月 日

笠岡市議会議長 栗 尾 順 三

笠岡市議会告示第 号

笠岡市議会反問権実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、笠岡市議会の本会議及び常任委員会（以下「本会議等」という。）において笠岡市議会基本条例(平成23年笠岡市条例第16号)第15条第2項に規定する反問権の行使について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 反問権 議員の一般質問又は質疑に対し、趣旨及び根拠の確認並びに論点及び争点を整理し、明確化を図るため答弁者が議員に質問することをいう。
- (2) 本会議等 本会議、常任委員会、笠岡市議会会議規則（昭和33年笠岡市議会規則第1号）第109条に規定する協議等の場及び特別委員会をいう。
- (3) 答弁者 本会議等で答弁を行う課長相当職以上の者及びそれに準ずる者をいう。

(行使)

第3条 議長又は委員長（以下「議長等」という。）から本会議等への出席を要請された答弁者は、本会議等において自らの意思を表明し、議長等の許可を得て、議事進行に支障がない範囲内において、別に必要な時間を確保し、反問権を行使することができる。

2 答弁者は、議員又は委員（以下「議員等」という。）の質問等が終了し、答弁者が答弁を始める前又は答弁を終了した後に挙手の上、議長等に反問するための発言（以下「反問権の行使」という。）の許可を求め、その許可を受けてから行うものとする。

3 議長等は、答弁者から反問権の行使を意思表示された場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することを確認したときは、これを許可するものとする。

- (1) 答弁者が、議員等の質問の趣旨又は根拠を確認する場合
- (2) 答弁者が、議員等の考え方を確認する場合

(3) 答弁者が、議員等からの提案に対し、質問又は建設的な意見を述べる場合

(4) 議員等による議案の修正及び決議等の政策提案に対し、質問又は建設的な意見を述べる場合

4 答弁者は、反問権の行使の始めと終わりを明確にしなければならない。

5 議長等は、反問の内容が適正でないと判断した場合は、注意又は制止することができる。

(反問権の行使の時間)

第4条 反問権の行使に伴う議員等の答弁は、一般質問の時間及び質疑の回数に含めないものとする。

(議員等の責務)

第5条 議員等は、市長等の反問に対し、誠実に答弁しなければならない。

2 議員等は、市長等に対して反問を強要してはならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会において協議し、運営方針としてまとめ、これを議員、市長その他の執行機関へ通知する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

笠岡市議会における反問の運営方針

1 反問権の行使について

(1) 反問権を行使する場合の手順は、次のとおりとする。

ア 反問権を行使する者は、挙手し、議長又は委員長（以下「議長等」という。）から指名を受ける。

イ 指名を受けた後、反問により確認したい旨又は意見を述べたい旨の区分を議長等に告げ、許可を申し出る。

ウ 反問の許可を得た後、議員又は委員（以下「議員等」という。）に質問若しくは提案に対する確認をし、又は提案に対する反対の意見若しくは建設的な意見を述べる。

エ 議員等は、反問に対する回答をした後、反問に対する回答の終了を表明する。

(2) 反問権を行使できる者は、課長相当職以上とする。

2 反問における質疑等の取り扱いについて

(1) 本会議の質疑において、反問に対する議員等の回答については、これを笠岡市議会会議規則（昭和33年笠岡市議会規則第1号）第50条に規定する質疑の回数に含めない。

(2) 本会議での質疑及び一般質問において、反問権の行使中は、これを質問時間に含まないものとする。

【反問の具体的な運用例「本会議事例」】

議員 〈質疑・質問〉

市長 (挙手)

議長 〈市長指名又は担当部長指名〉

市長 ただいまの○番〇〇議員の質問について、

[例1] 質問(提案)の趣旨(根拠)を確認するため、反問権の行使を許可願います。

[例2] 議員の考え方を確認するため、反問権の行使を許可願います。

議長 ただいまの反問権の行使の要求について、これを許可します。

[事務局は、これより残時間(持ち時間)を停止してください。]

市長 ○番〇〇議員の〇〇〇については、□□□ということの趣旨(根拠又は考え方、反論にあたっては反対又は建設的な意見を述べる。)でよろしいですか。

議長 ○番〇〇議員(指名)

議員 ただいまの市長からの反問について、お答えします。

〇〇〇については、□□□ということです。以上で、反問に対する回答といたします。

「※議員が反問された以外の発言が続けば議長が制止を行う」

議長 反問に対する回答がなされましたが、市長、よろしいですか。

市長 (挙手)

議長 〈市長指名又は担当部長指名〉

市長 これで反問を終了いたします。

「※再反問があれば上記手順の繰り返し」

議長 以上で反問権の行使を終了いたします。

これより質疑(一般質問)を再開します。

[事務局は、残時間(持ち時間)の停止を解除してください。]

○番〇〇議員(指名)

笠岡市議会 I C T化推進基本計画書（案）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

笠岡市議会（議会・行政改革特別委員会）

笠岡市議会 I C T 化推進基本計画

1. 計画策定の背景

本市議会では平成23年10月に、「市民に開かれた市議会」の実現に向けて、笠岡市議会基本条例が議決され、平成24年4月に施行されました。

この後、平成28年7月の議会・行政改革特別委員会において、議長への申し出を行い、全員協議会において周辺整備（議会 I C T 化）の検討に向けて、当特別委員会でも取り組むことを確認しました。このことから具体的に事業を推進するため、このたび笠岡市議会 I C T 化推進基本計画書を策定するものです。

2. 計画策定の目的

笠岡市議会 I C T 化推進基本計画は、市民意見の収集・反映・市民への情報発信・議会の透明化、議会資料の共有化・議会内部の効率化等において、I C T を活用し、議会基本条例に基づいた市民に開かれた議会運営、審議の充実、活性化に寄与することを目的とするものです。

3. 基本的な考え方

①情報の取り扱いに関する取り決め検討

インターネットの普及により情報セキュリティに対する対策が非常に重要となっており、市議会としても情報の取り扱いには注意を払い指針などの検討が必要となっています。

② I C T 活用（情報通信技術の利活用）検討

地方議会は、効率化の面での I C T の活用は一般社会とのズレが生じています。すべて I C T 活用が良いというわけではありませんが、地方議会においても徐々に情報の効果的な活用や推進計画（方針）などが策定されていることから、議会として検討する必要があります。

③ P C（タブレット端末等）、プロジェクターなどの本会議、委員会での持ち込み検討

全国的にも本会議や委員会での P C 及びプロジェクターの導入は少ない状況ですが、一般社会や学校などで活用されている現状を鑑みて、導入の是非についても検討する必要があります。タブレットなどの操作が逆に議論の妨げにならないよう注意しなければなりません。膨大な資料の P C 活用による効率化や議会審議の効果的な活用を推進するため、検討する必要があります。

④本計画の基本事項

本計画の具現化にあたっては、市民へ最新の議会情報の提供と議会内情報の一元化を図り、議会及び議員活動の積極的展開と事務の合理化・効率化を推進し、市民と

の意見交換などを積極的に活用し、議会の見える化を実現するというものです。このことから、笠岡市議会 I C T 化推進基本計画は、以下の 4 点を基本事項とします。

- (1) 最新の議会情報を、分かりやすく提供する。
- (2) 議会への住民の参加機会の拡大と関心の向上を図る。
- (3) 議会活動の積極的展開を図る。
- (4) 事務の合理化・効率化を進める。

4. 現状及び課題

①現状（テレビ放映・インターネット中継）

定例会本会議の C A T V 放送が平成 9 年第 9 回定例会から、市民に開かれた議会を目指し、市政及び議会への関心を高めてもらうことを目的に開始されました。また、テレビ放映以外でのインターネットを活用した議会中継として YOUTUBE への配信も行っているところです。

課題)

- ・本会議，常任委員会，特別委員会，全員協議会の全ての会議を放送しておらず，議会基本条例第 1 2 条の情報の公開の推進の点で更なる検討の必要がある。特に，委員会主義の現状においては，本会議での報告だけでは市民に内容が伝わらないため，委員会の審議内容の放映は欠かせないものである。
- ・ C A T V 放送， Y O U T U B E への配信とも録画放送であり， L I V E 中継のようにタイムリーとなっていない。
- ・発言の取り消しがあった場合，動画は既に配信されているという事例も想定されるため，議員発言の責任と慎重さが求められる。
- ・市民への議会中継による関心を高め，傍聴，議会だよりだけでなく視聴者の獲得に務める必要がある。
- ・インターネットによる動画配信は，平成 2 3 年 3 月定例会から配信しているが，過去のものをどこまで配信するか検討が必要である。

②現状（議会ホームページ等）

平成 1 5 年 4 月から笠岡市議会の公式ウェブサイトを開設し，議会のあらまし，議会日程，審議状況，一般質問項目，議案等一覧，会議録，政務活動費公開，委員会行政視察報告書，議会だよりなどを掲載しています。

また，平成 7 年 4 月から会議録検索システムを導入し，本会議会議録の閲覧・検索を可能としました。更に笠岡音訳の会のご協力により，音声情報による目の不自由な方への議会だよりを始めとした対応を行っています。

課題)

- ・ホームページへのアクセス数を増やす必要がある。
- ・スマートフォン等の普及により、ホームページでの情報発信の補助機能として、リアルタイムな発信としてSNS (Twitter, Facebook等) による検討が必要となっている。
- ・アクセス方法が、笠岡市HPの隅にあるため分かりにくい。笠岡市議会HPを独立させる必要がある。

③現状 (本会議・委員会のIT環境)

議場内マイクは平成7年4月から議長席・演壇席・質問席・各議席・執行部席に整備していますが、20年以上が経過する中で老朽化による不具合等が進んでいるため、平成28年度までに新たな設備更新を行う予定となっています。

課題)

- ・議員の情報セキュリティポリシーを定めていない。情報セキュリティポリシーに関する基本方針について検討する必要がある。
 - ・傍聴席以外の多数傍聴者の対応について、委員会室テレビを利用しているが、将来的にアナログ化からデジタル化への対応が必要となるため検討が必要となる。
 - ・議場への電子採決システム、プロジェクター、大型スクリーン、議場 (委員会室) カメラの整備には多額の経費が係ることから予算確保・事業実施計画の検討が必要となる。
 - ・電子採決システムの導入にあたっては、導入メリットに対する費用対効果の検証など、システムの必要性の検討が必要となる。
 - ・資料の電子データ化や効率化・情報共有化によるタブレット端末の検討やクラウドを活用した会議システムの検討が必要となる。
- また、導入にあたって、議会議員の実態に合わせた調達・調整や予算配分の検証など機器選定前の段階となる導入検討が必要となる。
- ・会計予算については、議会独自予算とならないものも含まれるため、執行部側の施策評価・事業計画・事務事業評価システムに準拠して予算ルールに則ったものとして検討が必要となる。

(大きな予算規模も想定されるものもあることから一昔前の議会が事務事業評価を無視した単独予算確保とするのかどうか)

総括的課題)

- ・新庁舎の建設計画に伴うハード面からの計画か、ソフト面からの計画による進め方とするか。
 - ・整備に対して無駄とならない機器などのソフト事業から優先順位を付けて予算措置も含め行う必要がある。
- 以上の「現状と課題」を踏まえて、「ICT化事業実施計画」を次の通り定める。

5. ICT化事業実施計画

(1) 本会議・委員会のCATV放送，インターネット中継

議会の活動原則である，審議の透明性の確保及び市民に開かれた議会運営を行うため，現在の定例会本会議での一般質問のみに限定している放送対象の拡大・変更検討を行う。

また，ICTの進展に合わせ，効果的で効率的な放送・動画配信方法のあり方を検討する。

事業	事業展開の方向性	事業実施
放送対象の見直し	新たに放送対象又は動画配信に追加すべき会議の検討を行い実施する。 (本会議・常任委員会・特別委員会・全員協議会等)	短期 (H29-30)
放送手法の検証・見直し	新たに放送又は動画配信に追加すべき手法の検討を行い実施する。 (CATV放送・YOUTUBE配信・ツイキャス等によるLIVEと録画配信)	短期 (H29-30)
動画登録の過去分の見直し	過去動画登録分について取り扱いの見直しを行う	短期 (H29)

(2) 議会ホームページ等

議会ホームページは，議会情報を市民等に発信するための議会だよりに次いで重要なツールであり，速やかな情報発信が求められる。このことから笠岡市議会として発信していくべき情報を精査し，過不足がある場合は随時対応を図る。

事業	事業展開の方向性	事業実施
議会情報の速やかな掲載	様々な議会情報を速やかに掲載し，発信する。さらに，ホームページ更新等に合わせた情報整理を行う。	中期 (H29-32)
	・ライブ並びに録画中継を行う委員会等の会議資料を事前に議会ホームページに公開。	短期 (H29-30)
	・「ヤフーカレンダー」や「グーグルカレン	短期

	ダー」などの活用による議会日程の公表。	(H29)
	・会議を傍聴した市民又は、議会報告会に参加した市民、あるいはライブ並びに録画中継で会議を視聴した市民からの意見を議会ホームページに公表し、議会運営に反映させる。	短期 (H29)
	・インターネットによる議会アンケートを実施する。	短期 (H29-30)
録画動画の安定的配信	市民が安定的に配信動画を視聴出来る仕組みを整備する。	短期 (H29-30)
SNS活用による情報発信	新たに追加すべき手法の検討を行い実施する。(Twitter, Facebook等)	短期 (H29)

(3) 本会議・委員会のIT環境

本会議，委員会等の会議において，情報通信機器を積極的に活用することにより，議員，執行部職員，市民にとって審議の内容が分かりやすく，かつ効率的な議会運営を行える環境を整えるため，環境整備の走りの基礎となる議員等が所有する電子機器の会議への持ち込みから，タブレット端末を活用した会議資料の活用整備，システム構築を進める。

また，議会活動及び議員活動において，タブレット端末を使用するにあたっての使用基準やセキュリティポリシーを作成することにより，議会における情報通信機器の適切な運用を図る。

事業	事業展開の方向性	事業実施
タブレット端末導入方式の決定	環境整備の走りとなる電子機器の持ち込みから，議会活動で使用するタブレット端末の導入方式を決定する。	短期 (H29)
タブレット端末を活用した会議の実施	電子データ化した会議資料をタブレット端末から閲覧し，会議を試行する。	中期 (H30-31)
情報通信機器使用基準及びセキュリティポリシーの作成	タブレット端末等情報通信機器の使用にあたっての基準（ルール）を作成する。 取り扱う情報セキュリティを確保するために遵守すべき判断・行為等の基準を作成する。	短期 (H29)

Wi-Fi 環境の整備	タブレット端末や I C T 関連システムを活用するための Wi-Fi 環境を整備する。	中期 (H30-31)
-------------	--	----------------

(4) 本会議・委員会の環境

本会議・委員会の放送設備老朽化に伴う設備更新を行う。

また、放送設備に付随する拡張性の期待できる設備更新を視野に入れる。

事 業	事業展開の方向性	事業実施
本会議・委員会室の機器更新と予算確保	市民に分かりやすく、聞きやすい議場環境を整える。	短期 (H28)

(5) 電子採決システム等の導入

事 業	事業展開の方向性	事業実施
電子採決システムの導入	議場設備の更新等に合わせて、電子採決システム導入の必要性、費用対効果を検討する。	中期 (H30-31)
大型スクリーン・プロジェクタの活用	大型スクリーン・プロジェクタを活用した質疑・答弁等を行うための設備導入、システム構築を行う	中期 (H29-31)
会議資料の電子データ化	会議での電子化使用に合わせた会議資料の電子データ化と配付・共有を行う	中期 (H30-31)
各種計画書等の電子ブック化	議会活動の参考とすべき各種計画書等資料を電子ブック化し、共有する。	中期 (H30-31)

(6) 議会内部の効率化

事 業	事業展開の方向性	事業実施
グループウェアを活用しての会議開催の通知	セキュリティ性能の高いグループウェアの活用を行い、本会議・委員会等の開催通知、会議資料の配信を行う。	中期 (H30-31)
クラウドサービスを活用した会議資料の配付・共有	電子データ化した会議資料を、クラウド等を通じて配布し、その資料を用いて会議を行う	中期 (H30-31)

(7) 活用の支援

日々進化を続けるICTを効果的に活用するため、情報通信機器を使用する議員に対する支援を継続的に実施する。

なお、新たに追加・拡充すべき機能等の選定と習得支援や利用を制限・禁止すべき機能等の選定などを的確に行えるよう、事務局においても調査・研究し、支援する体制を継続して行う。

事業	事業展開の方向性	事業実施
情報通信機器の活用支援	ICT及び情報通信機器を効果的に使用できるよう、事務局による支援を行う (必要に応じて、外部講師による研修等を実施)	中期 (H29-32)

(8) 財源措置と計画の見直し

- ① 予算の伴う計画については、笠岡市議会基本条例第30条の規定に基づき、議会が主体的（事務局からの予算要望）に執行部へ要望していく。
- ② 将来的な執行部の市庁舎建て替えなど設備投資を勘案する中で、進めていく。また、その状況の変化によって事業実施方法の見直し検討を行っていくものとする。
- ③ 情報通信技術の発達を踏まえ、常に時代に適合した事業の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

6. まとめ

議会ICT化の検討は、平成28年の笠岡市議会・行政改革特別委員会で、検討を進めてきたものです。

既に、平成9年から定例会本会議の笠岡放送による放映に着手し、取組を展開してまいりましたが、議会運営そのものは、現代の情報化社会の中から取り残されています。

そのため、本市議会では、ICTの積極的な活用により、議会基本条例に基づいた市民に開かれた議会運営、審議の充実、活性化、議会内部事務効率化を目的に、その手段の一つとしてタブレット端末の導入をはじめとするICT化を推進する計画書を作成しました。

現状では、各議員の情報通信機器操作スキルには大きな差があり、また、事業の進捗に応じた見直しが必要であることから、初めから全ての事業を行うのではなく、初めは比較的取り組み易い事業を低コストで実施することを念頭に進め、段階的にステップアップを図ることとしています。

第一段階となる短期は、議会ICT化推進に最低限必要となる環境の整備と早急に解決すべき課題に対応していきます。第二段階となる中期は、ICT機器の更なる活用と、取組の深化・最適化を進めていきます。第三段階となる長期は、取組の発展と高機能化を目的として、事業を推進していきます。

なお、実践段階において生じる課題や、日々進化するICTを効果的に活用していくためには、その時々が必要とする取組について検討し、必要に応じて事業の追加・拡充を行うとともに、事業展開の方向性を見直しを適宜実施していくことが重要であると考えます。

現在、笠岡市議会では他県他市の事例に見られるように議員全員にタブレット端末を配布し、活用していない現状に鑑みて、議員内のコンセンサスを取る中で、議会内グループウェアの導入及びタブレット議会の実証試験運用に着手するための調整ができればと考えています。

また、議会が言論の府であることを重んじ、議員間討議の妨げにならないよう、議会議員一人ひとりが情報セキュリティ基本方針を遵守し、ICTに対する知識や技術の習得に努めていくとともに情報機器導入に伴う費用対効果と情報公開を含めた比較検証も行っていかなければなりません。

更に、議会ICT化は議会だけでは達成できません。市執行部の理解と連携・協力が不可欠と考えます。

ただし、本計画書の議会ICT化は、タブレット端末を始めとする情報機器導入が目的でなく、市民に開かれ、市民が参加できる議会とするための改革の一手段となるものです。

したがって、議会改革・議会活性化策と連動させた議会ICT推進の理念及び手段を具現化するため基本構想としてまとめたものです。

本計画に基づく議会ICT化を積極的に進めることによって、議会基本条例の目的である「市民による開かれた市議会の推進」に繋がることを期待し、議会ICT化推進基本計画書としました。

